

異議申立て

2014年5月20日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

異議申立人 _____ 印

1. 異議申立人 (近隣住民) の氏名・年齢・住所

氏名 _____

年齢 _____

住所 _____

2. 異議申立てにかかわる処分

国土交通大臣が行った

2014年(平成二十六年)3月28日付けの国土交通省告示第三百九十六号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。)

第十六条の規定に基づき使用の認可をした

とする旨の処分。

3. 異議申立てにかかわる処分があったことを知った日

2014年(平成26年)3月28日

4. 異議申立ての趣旨

・「2項の処分を取り消す」との決定を求める。

5. 異議申立ての理由

・私は、今回の処分の対象である大深度地下使用される**用地に近接する土地**を所有し、居住している。

・私は、工事周辺で実施される**家屋調査の対象地内**に、土地を所有し居住している。

・今回の処分は、地下に直径16mのトンネルを掘ることを認めるものであるが、工事及び工事期間後も何らかの影響被害が生じる可能性がある土地に居住する私に、許諾の確認をしないまま、地下にトンネルを掘ることは、私の安心して暮らす権利、及び環境権の侵害である。

・説明会などは、常に日程が間近での案内で、調整がつかず参加しなかった。個別にどのような構造物ができ、どのような影響が予測されるのかなどについて、個別に説明に来るべきである。

・地盤沈下や家屋のひび・傾き、さらに排気塔からの排ガスによる大気汚染、振動・騒音・低周波被害などが発生した場合の、被害補償の対策を明示すべきである。補償を含めた対策が一切明言されていない本事業の認可は取り消されるべきである。

・その他

6. 処分庁の教示 なし

7. その他

口頭での意見陳述を 申し出る (申し出ない)

以上